

経 第 9 5 3 号
令和 7 年 1 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿沼市長 松井 正一

市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	菊沢(東)地区 (武子、下武子町、古賀志町、高谷、仁神堂町、栃窪、千渡)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区の農地面積は約550haと広大であるが、うち担い手の耕作面積は約2割となっている。主に地理上の問題で集積・集約が難しい集落も存在するが、農地面積が大きい集落では後継者がいない農地を中心に集積・集約を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・武子においては、集落営農のほか、複数の中心経営体が営農している。過去2回に渡り、天災による河川の氾濫被害に遭っており、環境改善は必須であるが、その上で地域の担い手を中心に集積・集約を図っていく。

・栃窪においては、基盤整備がされ、営農組合や中心経営体による耕作率が同地区内で最も高いが、将来的には機械のオペレーター不足が危惧される。地域内の担い手を中心に集積・集約を図り、難しい場合は他地区からの入作も検討していく。

・千渡においては、耕作されていない農地が増えつつあるものの、圃場整備の話が進んでいる。整備されれば規模拡大意向の担い手を中心に、水田については集積・集約を進めていく。担い手の数が多くないため、不足する場合は、新たな担い手の育成などを図っていく。

・下武子町、高谷、古賀志町、仁神堂については、前記3集落と比較すると、農業振興上、それぞれ異なった事由で難しい点が存在する。鹿沼土業者への貸地となっておりところが多い、一筆あたりの農地面積が小さい、市街化区域が多くを占めるなど。担い手も少ないことから、農地として守っていけるところを明確にし、可能なところは集落内外を問わず集積・集約を図っていく。

・圃場整備を行う千渡において、さといも等の高収益作物に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	548 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	358 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域及びその周辺農地を主な「農業上の利用が行われる区域」とし、「保全・管理が行われる区域」については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。 ・圃場整備により農地の大区画化のほか、農道や水路の整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。 ・圃場整備に伴い営農集団の法人化を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦草刈り等の農地の保全管理は、多面的組織を活用していく。
⑩営農集団の法人化を目指すことと、大型機械導入のため、国庫補助金獲得を目指す。